

31年度 公文書開示状況（2月決定分） 財務局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R1.12.5	R2.2.3	<ul style="list-style-type: none"> 都庁第二本庁舎(25)改修工事の石綿撤去に係る計画書・報告書 都庁第二本庁舎(25)空調設備改修工事の石綿撤去に係る報告書 都庁第二本庁舎(28)非常用発電設備改修工事の石綿撤去に係る計画書・報告書 都庁第二本庁舎(25)改修工事 ・建材アスベスト等調査報告書(空気環境測定) 都庁第二本庁舎(25)改修工事 ・空气中の総繊維数濃度測定結果報告書(2019 10月) 都庁第二本庁舎(25)改修工事 ・アスベスト建材結果分析報告書(2019 11月) 都庁第二本庁舎(25)改修工事(10階給湯室) ・工事完了報告書(2019 11月) 都庁第一・第二本庁舎(24)改修工事実施設計 石綿障害予防規則 第3条第2項に基づく事前調査における石綿分析結果報告書(証明書) 	907		1												<p>個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため 法人に関する情報で公にすることで当該法人の事業運営に支障を及ぼすおそれがあるため 偽造等による犯罪予防のため 都庁舎のセキュリティ侵害等による犯罪予防のため。 また、庁内における警備の手法や体制が明らかになると、庁内の秩序並びに美観の保持及び火災並びに盗難の予防などといった庁内管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	財務局建築保全部庁舎整備課
2	R1.12.5	R2.2.3	<p>① 1 東京都が都庁第二庁舎内アスベスト残置を“否定”する理由・根拠となる“証拠”資料等 ② 1 東京都では、現在、第二都庁舎内においてアスベストが「無い」とホームページ上に告知している(虚偽表示)が、その理由・根拠を証明する“証拠”資料等 2 (2) 現時点ですべてのアスベストが都庁第二庁舎内に残置していないことを証明するすべての“証拠”資料等 2 (3) 万一、都庁第二庁舎内にアスベスト(飛散性及び吹き付けに限らず)が残置している場合、都民をはじめ内外から数多くの人々が来庁している中、「健康上の被害は無く、安心安全」だと東京都が主張する理由・根拠(法律・学術・医学的等)を証明する“証拠”全て</p>															<p>都庁第二庁舎内のアスベスト残置を否定していないため、請求に係る公文書については、存在しない。 請求に係る公文書については、作成及び取得しておらず存在しない。</p>	財務局建築保全部庁舎整備課
3	R2.1.22	R2.2.5	<p>①都立神代高等学校(29)校舎棟改築給水衛生設備工事 ②都立千歳丘高等学校(29)改築及び改修空調設備工事 ③都立城東高等学校(29)改修給水衛生設備工事 ④都立八王子第二特別支援学校(仮称)(29)新築空調設備工事 ⑤都立八王子第二特別支援学校(仮称)(29)新築給水衛生設備工事 ⑥都立千歳丘高等学校(29)改築及び改修給水衛生設備工事(その2) ⑦都立神代高等学校(29)校舎棟改築空調設備工事(その2) ⑧都立光明学園(29)西棟新築給水衛生設備工事 ⑨都立町田の丘学園(30)東校舎棟改築及び改修給水衛生設備工事 ⑩都立町田の丘学園(30)東校舎棟改築及び改修空調設備工事 ⑪都立水元特別支援学校(30)改築給水衛生設備工事 見積比較表</p>	264		1												財務局建築保全部施設整備第二課	
4	R2.1.23	R2.2.6	都立江北高等学校(31)グラウンド整備工事 共通費算定書	3		1												財務局建築保全部施設整備第二課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
5	R1. 12. 11	R2. 2. 7	<p>指定の都立高校について</p> <p>1 都が主張する耐震性能上の安全性が確保されていると称する数値・データとして</p> <p>(1)平成17年に実施した耐震補強工事前に構造計算書が存在していた事実を証明する証拠資料等。</p> <p>(2)同、耐震補強工事後に、構造計算書が存在していた事実を証明する証拠資料等。</p> <p>(3)平成27年特別教室棟校舎改修工事前に構造計算書が存在していた事実を証明する証拠資料等。</p> <p>(4)平成28年6月に不具合が発見され、不具合箇所補強工事を実施する前に構造計算書が存在していた事実を証明する証拠資料等。</p> <p>(5)同特別教室棟補強工事が完了後構造計算書が存在していた事実を証明する証拠資料等。</p> <p>2 構造計算書が存在していたことが証拠に基づき証明できない場合にもかかわらず、都が当該高校の特別教室棟の耐震性能上の安全性を主張する場合その全ての理由・根拠(法令・条例・学術的等)を証明する証拠資料等。</p> <p>3 (1)平成29年特別教室棟の不具合が発見される前に、建物取壊し、更地の上に校舎再構築を選定しなかった理由・根拠となる。改修工事で、耐震性能上安全であると判断に至った、改修工事に確定することとなる判断資料及び検討資料の全ての証拠資料等。</p> <p>(2)万一、特別教室改修工事前に構造計算書が無かった場合に、これに変わる現地調査により構造計算書に変わる資料となる証明となる判断資料となった証拠資料等。</p>					1										<p>【請求1、2及び3(2)について】</p> <p>請求に係る文書について、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため。</p> <p>【請求3(1)について】</p> <p>当該工事の実施に係る決定は、委任局である東京都教育委員会が行っており、実施機関では、請求に係る文書について、作成及び取得していないため。</p>	財務局建築保全部施設整備第二課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
6	R1. 12. 11	R2. 2. 7	指定の都立高校について 1 (1) 特別教室棟校舎改修工事の不具合箇所の原因について報告された工事状況報告書(平成28年6月14日都決裁文書)に記載されるジャンカは、都では、法令上条例上・建築学上及びその他では、何と定義するのか?それを証明する証拠資料等。 (2) 原因が特定されていない。と表明するが、都では原因が特定されない中で、補強工事内容を如何に確定したのか?その事実を証明する全ての証拠資料等				1											請求に係る文書について、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため。	財務局建築保全部施設整備第二課
7	R1. 12. 11	R2. 2. 7	1 都保有建築物において、平成元年以降ジャンカを築30年以上経過したために、ジャンカと称せず改修工事等を実施した事例 2 同、平成元年以降ジャンカを築30年未満の為にジャンカと認定して改修工事等を実施した事例 3 1において原因が特定されていない。ケースで補強工事等を実施した平成元年以降事例				1											請求に係る文書について、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため。	財務局建築保全部施設整備第二課
8	R1. 12. 11	R2. 2. 7	1 都が平成 年に開始された指定する都立高校校舎改修工事において、工事状況報告書(受注業者作成 平成28年6月14日都決裁文書)にて報告された、不具合の現状を確認し、同年28年6月22日 財務局建築保全部長・同構造建築士らと職員数人にて、現地に調査視察に行きました。 その際、(1)コンクリートのかぶり厚不足、(2)鉄筋の露出、(3)鉄筋の錆、(4)その他の事実を確認した証明となる証拠資料等(現地確認報告書等名称の如何を問わず。) 2 (1)前記1の不具合箇所を確認した事実後組織内でなされた(協議・検討会・対策等名称の如何を問わず。)証明となる証拠資料等 (2)同他組織(第三者機関を含む。)との間でなされた(協議・検討会・対策等名称の如何を問わず。) 3 万一、1及び2の証拠資料等がない場合、その理由・根拠を証明する証拠 4 3の場合、都が当該高校特別教室の現地調査に基づいて不具合箇所の特定ののち適切な補強工事の実施・完了を証明する全ての証拠資料等。				1			1	1						【請求1、2(1)及び3について】 請求に係る文書について、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため。 【請求2(2)及び4について】 請求に係る文書については、委任局である東京都教育委員会へ引継ぎを済ませており、存在しないため。	財務局建築保全部施設整備第二課	
9	R1. 12. 11	R2. 2. 7	都立〇〇高等学校施工報告書	1052		1				1	1	1						○ 非開示部分 1 施工業者、試験・検査機関及び原料・部品メーカー等各担当者氏名 2 施工業者、試験・検査機関各担当者顔写真 3 産業廃棄物収集運搬車 ナンバープレート 4 施工業者及び原料・部品メーカー電話番号 5 施工業者、試験・検査機関及び原料・部品メーカー印影 ○ 非開示理由 1 から3まで 公にすることにより、特定の個人の情報を識別することができる情報であるため (条例第7条第2号に該当) 4 法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため (条例第7条第3号に該当) 5 犯罪の予防に支障を及ぼすおそれのある情報のため (条例第7条第4号に該当)	財務局建築保全部施設整備第二課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
10	R1. 12. 11	R2. 2. 7	指定の都立高校の校舎改修工事における不具合箇所について 1 都が外部に依頼した調査報告書等 (名称の如可を問わず。) 2 ①コンクリート「ジャンカ」 ②コンクリートかぶり厚不足 ③鉄筋の露出 ④鉄筋の錆 ⑤その他 以上の内容について説明する全ての事実を証明する証拠資料等の組織的共用文書				1											【請求1について】 請求に係る文書について、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため。 【請求2について】 請求に係る文書については、委任局である東京都教育委員会へ引継ぎを済ませており、存在しないため。	財務局建築保全部施設整備第二課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
11	R1. 12. 11	R2. 2. 7	1 支出命令書 (1)平成27年10月21日発行 (2)平成28年9月21日発行 (3)平成29年4月18日発行 (4)平成30年1月4日発行 (5)平成30年3月9日発行 (6)平成30年12月12日発行 2 請求書 (1)平成27年10月20日付 (2)平成28年9月20日付 (3)平成29年4月17日付 (4)平成29年12月28日付 (5)平成30年3月8日付 (6)平成30年12月12日付	15	1													1 支払先口座情報 法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため(条例第7条第3号に該当) 2 受注業者印影 犯罪の予防に支障を及ぼすおそれのある情報のため(条例第7条第4号に該当)	財務局建築保全部施設整備第二課
12	R2. 1. 28	R2. 2. 10	庁内の撮影行為に対する取扱い基準	2	1														財務局建築保全部庁舎管理課
13	R2. 1. 28	R2. 2. 10	都立永山高等学校(31)改築給水衛生設備工事その2 共通費算定書及び代価表	41	1														財務局建築保全部施設整備第二課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		

表の見方

＜決定区分＞
 ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにすることで、非開示情報を開示してしまうことになるためあるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜(根拠規定) 条例7条＞
 ・一部開示及び非開示について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として非開示としたのか、該当する項目に「1」を記入しています。

- 東京都情報公開条例第7条第1号：法令秘情報
- 第2号：個人情報
- 第3号：事業活動情報
- 第4号：犯罪の予防・捜査等情報
- 第5号：審議・検討又は協議に関する情報
- 第6号：行政運営情報
- 第7号：任意提供情報
- 第8号：特定個人情報
- 第9号：死者の個人番号

＜公文書の件名＞について
 ・特定の個人名、法人名又はそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

＜総枚数＞について
 ・他の開示決定と一体として決定を行っている場合は総枚数欄が空欄になります。